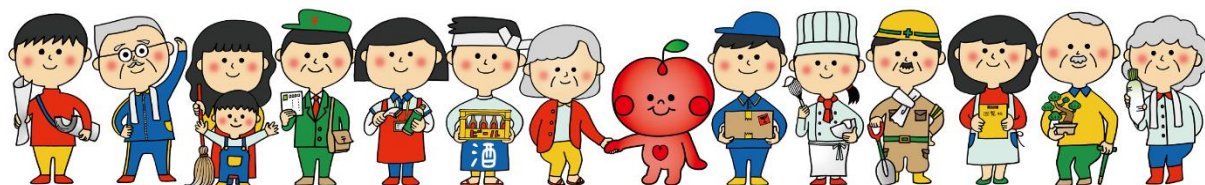


## 第6章 介護保険事業の適正な運営

- 1 第8期計画期間（令和3年度から5年度）における第1号被保険者の介護保険料
- 2 低所得者対策
- 3 計画の進行管理





## 第6章 介護保険事業の適正な運営

### 1 第8期計画期間（令和3年度から5年度）における第1号被保険者の介護保険料

#### （1）標準給付費等の見込み

保険料算定の基礎となる標準給付費の見込みについては、国の介護報酬改定を加味し、高齢者人口や要介護（要支援）認定者数、介護（予防）サービス量を基に推計しています。

令和3年度から令和5年度の3年間に必要と見込まれる標準給付費及び地域支援事業費の合計は、5,744,441千円と推計しました。

標準給付費等見込額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス給付費	509,974	526,264	544,431
地域密着型介護サービス給付費	360,388	365,806	370,670
施設介護サービス給付費	635,879	636,232	636,232
特定福祉用具購入費	1,347	1,347	1,347
住宅改修費	3,308	3,308	3,308
居宅介護サービス計画給付費	53,816	53,834	55,750
審査支払手数料	1,278	1,302	1,327
介護予防サービス給付費	36,923	38,570	38,553
地域密着型介護予防サービス給付費	2,057	2,058	2,058
介護予防特定福祉用具購入費	892	892	892
介護予防住宅改修費	2,883	2,883	2,883
介護予防サービス計画給付費	6,494	6,605	6,713
高額介護サービス費等給付費	37,312	38,015	38,744
高額医療合算介護サービス費等給付費	4,957	5,051	5,147
特定入所者介護サービス費等給付費	87,898	89,551	91,270
標準給付費見込額（小計）	1,745,406	1,771,718	1,799,325
地域支援事業費	139,010	142,604	146,378
標準給付費等見込額（合計）	1,884,416	1,914,322	1,945,703

## (2) 保険料の算定

介護（予防）サービス利用者数の増加などにより、標準給付費は毎年度増加する見込みです。それに伴い、保険料も毎年度上昇することになりますが、保険者の判断により、3年間一定の保険料の設定も可能なことから、本市は3年間一定の保険料とします。

また、介護給付費準備基金\*の取崩しにより、保険料上昇を抑制し、被保険者の負担を軽減します。

保険料基準月額の算定手順

算定式等		算定の考え方
見込額	令和3年度～5年度の3年間の介護（予防）サービス費	3年間の介護（予防）サービス費総額
	+ その他の保険給付費	高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、特定入所者介護サービス費等給付費及び審査支払手数料
地域支援事業費	令和3年度～5年度の3年間の地域支援事業費	地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援・任意事業のそれぞれに定められた上限額の範囲内での3年間の事業費総額



算定式等		算定の考え方
保険料収納必要額	標準給付費見込額 × 28% + 地域支援事業費 × 23%	第1号被保険者の保険料で負担すべき標準的な割合：23% 調整交付金交付割合：5%
	- 調整交付金見込額	後期高齢者割合と所得段階別割合を全国平均と比較して算出される調整交付金見込交付割合に基づく交付額
	+ 財政安定化基金拠出金	[標準給付費見込額 + 地域支援事業費] × 0.00036%
	- 準備基金取崩額※ (あるいは、+ 財政安定化基金償還額)	前期事業運営期間までの介護給付費準備基金積立金の取崩額、あるいは、財政安定化基金より借り入れた金額の償還額
	- 保険者機能強化推進交付金	保険者や都道府県のさまざまな取組について評価できるように客観的な指標の達成状況に応じて支給される



算定式等		算定の考え方
保険料基準月額	保険料収納必要額（3年間） ÷ 予定保険料収納率 ÷ 3年間	1年間の賦課総額を算出
	÷ 所得段階別加入割合補正後の被保険者数	所得段階別加入割合被保険者数は、[各所得段階別被保険者数 × 各所得段階の保険料割合] の合計
	÷ 12か月	平均月額

### 保険料基準額

保 険 料	月 額	5,000 円
	年 額	60,000 円

※介護給付費準備基金の取崩し（64,000千円）の活用による引き下げ後の保険料基準額

### （３）保険料の将来推計

第8期の介護保険給付見込みなどから今後の保険料を推計すると、75歳以上の高齢者数の伸び及びサービス利用者数の増加などにより保険料は上昇することが見込まれます。

	第7期	第8期		推 計	第9期
	(平成31年4月)	(令和4年4月)	伸率		(令和7年4月)
総人口	17,912人	16,319人	△8.9%		15,821人
第1号被保険者数	6,455人	6,427人	△0.4%		6,322人
65～74歳	2,847人	2,665人	△6.4%		2,325人
75歳以上	3,608人	3,762人	4.3%		3,997人
要介護認定者数	1,265人	1,468人	16.0%		1,551人
年度給付費 (地域支援事業含む)	17億7千万円	19億1千万円	7.9%		20億2千万円
保険料(基準月額)	4,600円	5,000円	8.7%		5,650円

### （４）保険料段階

第8期計画では、国の標準段階が第7期計画と同じ9段階とされたことから、本市においても引き続き国の標準段階を採用し9段階とします。

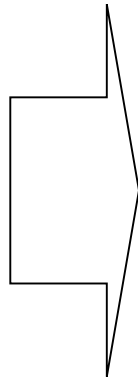
なお、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額が「200万円」から「210万円」に、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額が「300万円」から「320万円」に引き上げられています。

また、第2段階の標準保険料率は、低所得者層の急激な負担の増加を避けるため、市独自の対策として、第6期計画から「0.63」としていましたが、第7期計画期間中に国の公費軽減が行われたことにより「0.5」となり、さらなる負担軽減が図られたことから、令和2年度をもって終了しています。

保険料段階

[第7期計画]

段 階	保険料率
第1段階	基準額 ×0.45
第2段階	基準額 ×0.63
第3段階	基準額 ×0.75
第4段階	基準額 ×0.90
第5段階	基準額
第6段階	基準額 ×1.20
第7段階	基準額 ×1.30
第8段階	基準額 ×1.50
第9段階	基準額 ×1.70



[第8期計画：令和3年度～5年度]

段 階	対 象 者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 <u>※公費軽減後の率（×0.30）</u>	<b>基準額</b> ×0.50 <u>×0.30</u>
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方 <u>※公費軽減後の率（×0.50）</u>	<b>基準額</b> ×0.75 <u>×0.50</u>
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階以外の方 <u>※公費軽減後の率（×0.70）</u>	<b>基準額</b> ×0.75 <u>×0.70</u>
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	<b>基準額</b> ×0.90
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方	<b>基準額</b>
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	<b>基準額</b> ×1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上 <u>210万円未満</u> の方	<b>基準額</b> ×1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>210万円以上 320万円未満</u> の方	<b>基準額</b> ×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>320万円以上</u> の方	<b>基準額</b> ×1.70

## 2 低所得者対策

### (1) 特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険給付対象外となる介護保険施設などの居住費・食費が、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付します。

利用者負担段階

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額（遺族年金や障害年金を含む。以下同じ。）が80万円以下の方
第3段階①	市民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階②	市民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方
(第3段階)	(市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方)

※第3段階①・②は令和3年8月以降の段階、(第3段階)は現行の段階

利用者負担段階と補足給付額

単位：日額

利用者負担段階	食 費			居 住 費				
	基準費用額	負担限度額	補足給付額	基準費用額		負担限度額	補足給付額	
第1段階	1,445円 (1,392円)	300円	1,145円 (1,092円)	ユニット型個室		2,006円	820円	1,186円
				ユニット型個室的多床室		1,668円	490円	1,178円
				従来型個室	特養等	1,171円	320円	851円
					老健・療養等	1,668円	490円	1,178円
				多床室	特養等	855円	0円	855円
					老健・療養等	377円	0円	377円
第2段階	1,445円 (1,392円)	390円	1,055円 (1,002円)	ユニット型個室		2,006円	820円	1,186円
				ユニット型個室的多床室		1,668円	490円	1,178円
				従来型個室	特養等	1,171円	420円	751円
					老健・療養等	1,668円	490円	1,178円
				多床室	特養等	855円	370円	485円
					老健・療養等	377円	370円	7円
第3段階	1,445円 (1,392円)	650円	795円 (742円)	ユニット型個室		2,006円	1,310円	696円
				ユニット型個室的多床室		1,668円	1,310円	358円
				従来型個室	特養等	1,171円	820円	351円
					老健・療養等	1,668円	1,310円	358円
				多床室	特養等	855円	370円	485円
					老健・療養等	377円	370円	7円

※食費中、上段の金額は令和3年8月以降の額、下段(カッコ内)は現行の額

補足給付の要件として、世帯分離\*している配偶者の所得が勘案されるとともに、預貯金などの資産についても勘案されています。

預貯金などの資産要件については、単身者で第1段では1千万円以下、第2段階では650万円以下、第3段階①では550万円以下、第3段階②では500万円以下となり、配偶者がいる場合は現行と同じく1千万円が加算されます。

また、遺族年金や障害年金といった非課税年金の収入も年金収入に含めて判定されています。

## (2) 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護（予防）サービスの利用料負担の合計が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

### 利用者負担の上限額

単位：月額

対 象 者	上 限 額
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない方（境界層該当者）</li> </ul>	15,000円（世帯） 15,000円（個人）
世帯全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢福祉年金受給者</li> <li>合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	15,000円（個人）
一般世帯	44,400円（世帯）
※年収約383万円～約770万円未満の方	44,400円（世帯）
※年収約770万円～約1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
※年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）

※令和3年8月以降、現行の現役並み所得者の所得区分が細分化されます

## (3) 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険における1年間の自己負担の合計額が高額となる場合に、負担を軽減するために限度額を設け、その限度額を超える金額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。



#### (4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などの利用者負担減額を行います。

##### 利用者負担額軽減（単身世帯の場合）

対象者	市民税非課税世帯で下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が150万円以下 ・預貯金などの額が350万円以下 ・自宅以外に土地・家屋などを所有していないこと ・負担能力のある親族などに扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

#### (5) 市民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階（市民税課税世帯）の方は、「特定入所者介護（予防）サービス費」の補足給付の対象とはなりません。

ただし、高齢者夫婦世帯などで、一方が介護保険施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者が生計困難に陥らないよう、世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

#### (6) 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（境界層該当者）については、その低い基準を適用します。

### 3 計画の進行管理

本計画で掲げた目標については、その進捗状況を点検、調査及び評価等を行い、PDCAサイクルによる改善を図っていくことで、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。

目標の達成状況については、計画の最終年度である令和5年度に市のホームページ等において公表します。

PDCAサイクル 概念図

